

榛監第026001号
令和5年1月26日

榛東村議会議長 小山 久利 }
榛東村長 真塩 卓 } 様

榛東村代表監査委員 小池 秀



監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により別添のとおり提出します。

監査対象機関名	村長事務部局 ※1 議会事務局 教育委員会事務局 ※2	監査年 月日	令和4年11月15日、 16日、18日、21日、 24日及び12月13日
監査対象年度 及び期間	令和4年度上半期 (令和4年4月1日から令和4年9月30日まで)		

※1 村長事務部局

総務課 企画財政課 税務課 住民生活課（隣保館を含む）
健康保険課（保健相談センターを含む） 産業振興課 建設課
上下水道課 会計課

※2 教育委員会事務局

（榛東中学校 北小学校 南小学校 北幼稚園 南幼稚園 学校
給食センター、中央公民館 耳飾り館 南部コミュニティセン
ター 社会体育施設管理事務所を含む）

1 監査の主眼及び方法

対象機関における財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理について、資料の提出並びに所属長及び関係職員から説明を求め、事務が合理的かつ効果的に行われているかどうかを主眼とし、監査を実施した。

なお、監査に先立ち、対象機関の現地踏査を実施し、関係職員から説明を受けた。

また、提出を求めた資料は、次のとおりである。

- ① 第6次榛東村総合計画後期基本計画の進捗状況に関する調書
- ② 前年度下半期定期監査における個別の指摘事項の是正状況に関する調書
- ③ 令和4年度（令和4年9月30日現在）における滞納繰越金に係る収納状況等に関する調書及び滞納整理の取組状況に関する調書
- ④ 令和4年度（令和4年9月30日現在）における歳出予算の執行率に関する調書
- ⑤ 歳出予算の流用・予備費充用に関する調書
- ⑥ 契約状況に関する調書
- ⑦ 指定管理者に関する調書
- ⑧ 職員の事務分掌、時間外勤務等に関する調書

2 監査の結果

対象機関における財務に関する事務及び経営に係る事業の管理は、それぞれ関係する法令、条例、規則等に定めるところにより執行されており、おおむね適正なものと認められた。

ただし、一部の事務について検討又は改善を要する事項が確認されたので、次に記述する所見を踏まえ、一層適正な事務の執行に努められたい。なお、軽易な事項については、監査の過程において所属長及び関係職員に指摘したので記述は省略した。

3 監査の所見

(1) 第6次榛東村総合計画後期基本計画の進捗状況について

総合計画は、榛東村における行政運営の最上位計画であり、住民全体で共有する自治体の将来目標及び施策を示し、全ての住民、事業者及び行政が行動するための基本的な指針となるものである。

第6次榛東村総合計画後期基本計画（以下「第6次総合計画」という。）に記載する各目標指標について、担当所属長から具体的な取組内容、現状と課題及び目標達成に向けた年次計画を聴取したが、大半の目標指標について現状把握・分析が不足しており、目標達成に向けた年次計画に経済性・効率性・有効性を備えた根拠は見出せず、第6次総合計画そのものの形骸化が懸念される状況であった。

第6次総合計画は、村行政運営の最上位計画という認識の下、全所属でその意義と主要施策の共有化を図っていただきたい。また、目標指標に対する年度ごとの成果の数値化（見える化）とその公表に取り組むと共に、当該数値に基づく創意工夫を持った事業の推進（または改善）を図っていただきたい。

なお、第6次総合計画の目標指標の目標値等が、社会情勢の変化等により不相当となっている場合は、基本方針及び主要施策を再確認の上、目標値等を見直し、第6次総合計画終了年度（令和7年度）までに各重点施策が達成できるよう行政運営を推進していただきたい。

(2) 前年度下半期定期監査における個別の指摘事項について

前年度下半期定期監査における個別の指摘事項については、その是正に取り組んでおり、おおむね改善されていることが認められた。指摘事項については各所属で情報共有し、引き続き、事務の適正化に努めていただきたい。

なお、健康保険課及び学校給食センターに関する指摘事項の一部について、その是正に向けた取組が未着手であった。次回定期監査までに是正取

組が未着手の場合は勧告の対象となるので、早急にその是正に向けた取組に努めていただきたい。

(3) 滞納繰越金に係る滞納整理の取組状況について

滞納繰越金は、積極的な滞納整理等の実施により、収入未済額の縮減に努めているものと認められた。公平性及び財源の確保のため、引き続き、継続的かつ効果的な滞納整理により、数値目標の達成と収入未済額の縮減に努めていただきたい。

また、予算編成に当たっては、滞納繰越金に係る各徴収計画または数値目標に基づく徴収見込金額を根拠として、歳入予算の計上をしていただきたい。

なお、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計及び学校給食事業特別会計に係る滞納繰越金について、当該年度に達成すべき徴収率等の数値目標を確認することができなかった。滞納整理に係る目標と成果の数値化は、取組方法の客観的な評価とその改善に資するものであるから、数値目標の策定とその達成に取り組んでいただきたい。

(4) 歳出予算の執行状況について

令和4年9月30日現在の歳出予算の執行率について、執行率が低い事務事業の今後の執行予定を聴取した結果、おおむね年度内に支出予定であるとの回答を得た。

しかしながら、第6次総合計画に掲げる目標指標の達成に資する事務事業の執行率が低い状況も見受けられたことから、歳出予算の効果が早期に発揮される執行管理に努めていただきたい。また、令和3年度決算における一般会計及び特別会計の不用額の総額は631,899千円であったが、新型コロナウイルス感染症の状況等やむを得ない事由を除き、令和4年度決算においては不用額が大幅に圧縮されるよう、計画的かつ効果的な執行を図っていただきたい。

(5) 契約状況について

令和4年9月30日までに締結した契約の事務手続、履行状況等について証拠書類の審査等の結果、いずれの契約についても関係する法令、規則の定めるところにより執行されていた。

随意契約の執行について、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の適用に錯誤があった場合、直ちに法令違反となる上に、特定業者との調整を行っていることも考えられるなど、契約の公平性も担保できなくなるおそれがある。その適用については、特に留意し、常に合規性・正確性を確保していただきたい。また、随意契約は競争入札に比べて手続が簡素なこと、

契約相手方の能力等を熟知した上で業者選定ができること等のメリットがある反面、競争原理が機能せず契約自体が経済的に不利になることが考えられる。請負比率が恒常的に100.0%となっている契約事案は、適切な積算と予定価格の算定、複数業者からの見積徴取による透明性の確保を図り、常に競争性を備えたものになるよう努めていただきたい。

(6) 備品管理について

対象機関の現地踏査により確認した使用備品について、全ての所属において榛東村財務規則第272条に基づく備品台帳及び同規則第273条に基づく備品の表示が適正に整備されていなかった。備品台帳等が整備されていない状況下で、税金により取得した備品の所在が不明になったとしても、その事実すら認知されない可能性があることを深く憂慮する。住民・職員を不正リスクから守るためにも、早急に規則に基づく備品台帳の整備及び備品の表示に取り組み、適正な備品管理に努めていただきたい。

(7) 監査の受検について

地方公務員法第30条は「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定している。監査は、職員が同条の規定を遵守していることを前提としつつ、事業の優先順位や方向性、その目標達成に資する手段等が村民が望むものと一致し、かつ、法令規則等に定めるところにより、住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果が挙がる執行がされているかを確認することを目的の一つとしている。

本定期監査の執行に当たり、提出資料の内容に関する質問に適切な回答ができない場合や資料の差し替えが散見された。監査をより実効性のあるものとするため、職員においては地方自治法に規定する監査の趣旨を理解いただくと共に、むらづくりの過程と成果を「見える化」することで行政と村民の信頼関係を築いていく、そのパイプ役としての監査の役割を認識いただき、相応の準備と責任感を持って受検いただくことを切望する。